



埼玉型ほ場整備事業

～吉屋地区(吉川市)事業完了！

閏戸地区(蓮田市)工事着手～

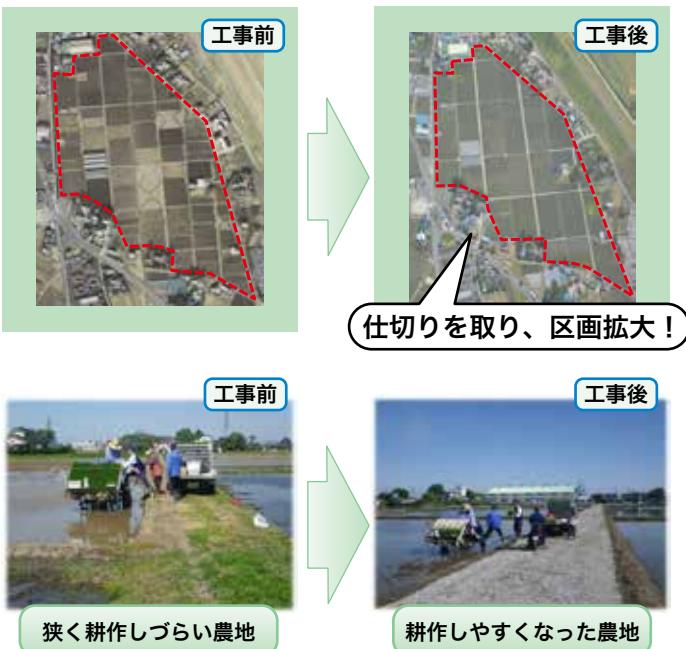
事業完了！ 吉屋地区

【地区概要】

場所：吉川市大字吉屋

面積：29.9ha (水田27.9ha、畑2.0ha)

事業期間：平成26～29年度



【埼玉型ほ場整備事業とは？】

- 既設の道路や水路を活用
- 短期間で低成本な基盤整備
- 貸し借りで扱い手に農地集積

平成30年度工事着手！ 閏戸地区

【地区概要】

場所：蓮田市大字閏戸

面積：34.1ha (水田32.1ha、畑 2.0ha)

事業期間：平成29～31年度 (予定)



【お問合せ】
県営事業担当
☎ 048-737-2112



新規事業のご紹介

～農地中間管理機構関連農地整備事業～

農地中間管理機構関連農地整備事業とは？

平成30年度に創設された基盤整備のための農林水産省の補助事業です。

新しく事業ができた目的は？

今後、高齢化に伴い、農地の貸付けが増加すると見込まれます。区画が狭いなど、基盤整備が十分ではない農地では、借り手の確保が難航するおそれがあります。

【事業内容】
区画整理 (ほ場整備)
【主要な事業要件】

農地中間管理機構が借り受けている農地について、農業者の事業費の負担によりず、都道府県が基盤整備事業を実施できる事業ができました。

- 対象農地面積 10ha以上
- 農地中間管理権を対象農地の全てに設定
- 農地中間管理権の期間
- 事業計画の公告日から15年間以上
- 完了後5年以内

対象農地の8割以上を扱い手に集積
収益性を2割以上向上
(米の生産コスト9,600円/60kg 以下
または 高収益作物の導入)

【実施主体】

【負担割合】

国62.5%・県27.5%・市町村10%

ブランディングや販売戦略による
地域農業のモデル化

国政策目標(平成35年度まで)
扱い手が利用する面積を全農地面積の8割とします！

【お問合せ】

整備支援・管理担当

☎ 048-737-2112

